

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第5号

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前						
(警察本部の配置定員) 第2条 略							(警察本部の配置定員) 第2条 条例第2条第1項及び第2項に規定する職員の警察本部の組織ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。						
組織区分	警 察 官				警察官を 除く職員	合 計	組織区分	警 察 官				警察官を 除く職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補 巡査部長 巡 査	小 計				警 視	警 部	警 部 補 巡査部長 巡 査	小 計		
警務部	13人	<u>19人</u>	<u>34人</u>	<u>66人</u>	<u>100人</u>	<u>166人</u>	警務部	13人	<u>22人</u>	<u>26人</u>	61人	<u>96人</u>	<u>157人</u>
生活安全部	<u>13人</u>	18人	80人	<u>111人</u>	14人	<u>125人</u>	生活安全部	<u>14人</u>	18人	82人	<u>114人</u>	<u>15人</u>	<u>129人</u>
刑事部	9人	21人	<u>88人</u>	<u>118人</u>	27人	<u>145人</u>	刑事部	9人	21人	<u>82人</u>	<u>112人</u>	27人	<u>139人</u>
交通部	8人	15人	<u>83人</u>	<u>106人</u>	49人	<u>155人</u>	交通部	8人	15人	<u>81人</u>	<u>104人</u>	<u>50人</u>	<u>154人</u>
警備部	5人	<u>11人</u>	<u>78人</u>	<u>94人</u>	2人	<u>96人</u>	警備部	5人	<u>10人</u>	<u>76人</u>	91人	2人	<u>93人</u>
香川県警察 学校	2人	2人	<u>99人</u> (うち、 91人は、 初任科生 (巡査) の定員と する。)	<u>103人</u>	2人	<u>105人</u>	香川県警察 学校	2人	2人	<u>102人</u> (うち、 94人は、 初任科生 (巡査) の定員と する。)	<u>106人</u>	2人	<u>108人</u>
合 計	<u>50人</u>	<u>86人</u>	<u>462人</u>	<u>598人</u>	<u>194人</u>	<u>792人</u>	合 計	<u>51人</u>	<u>88人</u>	<u>449人</u>	<u>588人</u>	<u>192人</u>	<u>780人</u>
2 香川県警察本部長は、前項に規定する警務部の配置定員のうち、警部にあつては <u>8人</u> を、警部補、巡査部長及び巡査にあつては <u>17人</u> を、警察官を除く職員にあつては <u>24人</u> を調整定員として、警務部以外の警察本部の組織又は警察署に配置することができる。							2 香川県警察本部長は、前項に規定する警務部の配置定員のうち、警部にあつては <u>11人</u> を、警部補、巡査部長及び巡査にあつては <u>9人</u> を、警察官を除く職員にあつては <u>19人</u> を調整定員として、警務部以外の警察本部の組織又は警察署に配置することができる。						

(警察署の配置定員)

第3条 略

組織区分	警 察 官				警察官を 除く職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補 巡査部長 巡 査	小 計		
香川県東かがわ警察署	2人	4人	37人	43人	5人	48人
香川県さぬき警察署	2人	7人	70人	79人	7人	86人
香川県高松東警察署	2人	6人	52人	60人	6人	66人
香川県小豆警察署	2人	5人	40人	47人	5人	52人
香川県高松北警察署	4人	12人	261人	277人	20人	297人
香川県高松南警察署	5人	10人	185人	200人	16人	216人
香川県坂出警察署	2人	6人	95人	103人	9人	112人
香川県高松西警察署	2人	3人	38人	43人	4人	47人
香川県丸亀警察署	4人	7人	124人	135人	12人	147人
香川県善通寺警察署	2人	6人	39人	47人	6人	53人
香川県琴平警察署	2人	5人	36人	43人	5人	48人
香川県三豊警察署	2人	6人	53人	61人	7人	68人
香川県観音寺警察署	2人	6人	69人	77人	9人	86人
合 計	33人	83人	1,099人	1,215人	111人	1,326人

(警察署の配置定員)

第3条 条例第2条第1項及び第2項に規定する職員の警察署ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。

組織区分	警 察 官				警察官を 除く職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補 巡査部長 巡 査	小 計		
東かがわ警察署	2人	4人	37人	43人	5人	48人
さぬき警察署	2人	7人	71人	80人	7人	87人
高松東警察署	2人	6人	52人	60人	6人	66人
小豆警察署	2人	5人	41人	48人	5人	53人
高松北警察署	4人	12人	262人	278人	20人	298人
高松南警察署	5人	10人	185人	200人	16人	216人
坂出警察署	2人	6人	94人	102人	9人	111人
高松西警察署	2人	3人	38人	43人	4人	47人
丸亀警察署	3人	7人	123人	133人	12人	145人
善通寺警察署	2人	6人	39人	47人	6人	53人
琴平警察署	2人	5人	36人	43人	5人	48人
高瀬警察署	2人	3人	36人	41人	7人	48人
観音寺警察署	2人	6人	89人	97人	11人	108人
合 計	32人	80人	1,103人	1,215人	113人	1,328人

(派遣職員等の配置定員)

第4条 略

組織区分	警 察 官				警察官を 除く職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補 巡査部長 巡 査	小 計		
刑事部			3人	3人		3人
交通部			1人	1人		1人
警備部			1人	1人		1人
香川県高松 南警察署			1人	1人		1人
香川県丸亀 警察署			1人	1人		1人
香川県観音 寺警察署			1人	1人		1人
合 計			8人	8人		8人

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(派遣職員等の配置定員)

第4条 条例第3条の規定により香川県警察本部長が定める職員の警察本部の組織及び警察署ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。

組織区分	警 察 官				警察官を 除く職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補 巡査部長 巡 査	小 計		
生活安全部			1人	1人		1人
刑事部			3人	3人		3人
交通部			1人	1人		1人
警備部			1人	1人		1人
高松北警察 署			1人	1人		1人
観音寺警察 署			1人	1人		1人
合 計			8人	8人		8人